

# 森林環境譲与税活用の基本的な考え方

## ○ 「森林環境譲与税及び森林環境譲与税」の財源としての考え方

「森林環境税及び森林環境譲与税」は、平成30年度税制改正での基本的考え方が示され、森林吸収源対策や森林経営管理法の施行に伴う市町村主体の公的な森林管理をはじめとした森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保することを目的として創設されました。

現在は、国から全国の市町村及び都道府県へと森林環境譲与税が譲与されています。

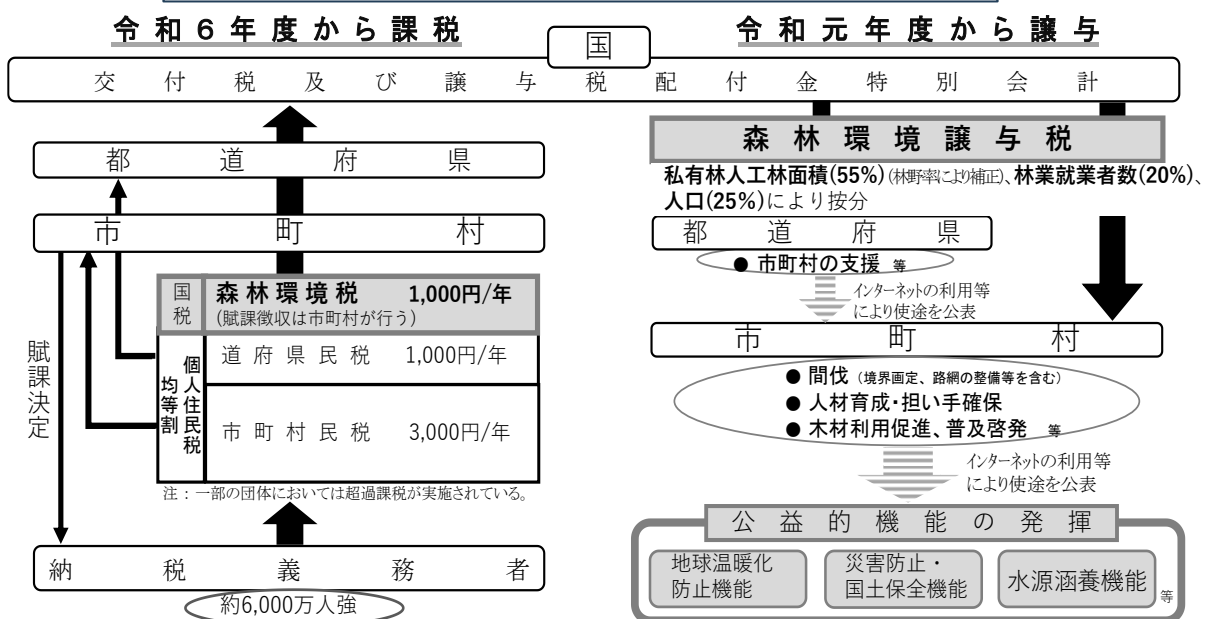
### 〈抜粋〉平成30年度税制改正の基本的な考え方

#### 4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

### 森林環境税の徴収と森林環境譲与税の譲与の制度イメージ



## ○ 森林環境譲与税とみやぎ環境税の用途のすみわけについて

### 〈趣旨〉

#### 1 森林環境譲与税 [譲与開始:平成31年度 徴収開始:令和6年度]

森林吸収源対策や森林経営管理法の施行に伴う市町村主体の公的な森林管理をはじめとした森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保することを目的として活用されています

#### 2 みやぎ環境税 [徴収開始:平成23年度]

地球温暖化など喫緊の環境課題に対応し、本県の自然豊かな環境を次世代に引き継いでいくため、個人及び法人の県民税均等割の超過課税として導入しています。

制度名称	森林環境譲与税（国税）	みやぎ環境税（県税）
用途	市町村 1 森林経営管理制度による森林整備 意向調査、経営管理集積計画の作成、間伐等の森林整備など 2 その他 国が示すポジティブリストを参考に、森林経営管理制度以外の森林整備や、人材育成、木材利用、普及啓発 など	1 メニュー選択型（7つから選択） 2 市町村提案型（地域の課題解決に向けて、市町村が創意工夫し実施） ※ いずれも森林環境譲与税の用途に定められた取組（森林整備等）は対象外。
	県 市町村が取り組むの森林整備の支援 1 宮城県市町村森林経営管理サポートセンター業務 2 県森林クラウドシステム森林計画図等適正化業務 3 森林施業プランナー養成研修 など	1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 2 温暖化防止間伐推進事業 3 果樹の凍霜害軽減技術の開発 4 生物多様性総合推進事業 5 未来へつなぐ豊かな海づくり事業 など

### 〈参考1〉森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）抜粋

#### （森林環境譲与税の用途）

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 森林の整備に関する施策
- 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第三項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策
- 2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。
  - 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
  - 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
  - 三 前項第二号に掲げる施策
- 3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

### 〈参考2〉「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例」(通称:ポジティブリストの抜粋)

森林整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林経営管理制度等に基づき、市町村が発注者となって実施する、間伐、地植え、造林、下刈り等の森林整備</li> <li>○所有者や森林組合等が実施する、間伐、地植え、造林、下刈り等の森林整備への補助（上乗せを含む）</li> <li>○所有者への意向調査、所有者探索、境界測量の実施</li> <li>○林道や森林作業道の開設や維持修繕</li> <li>○里山林や竹林の整備</li> <li>○市町村が発注者となって実施するスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替え</li> <li>○植栽箇所における防獣ネットの設置</li> <li>○松くい虫やナラ枯れ等の被害木の伐倒・薬剤散布</li> <li>○森林整備に従事する作業員等のクマ等野生鳥獣からの安全確保のための対策の実施（捕獲等）</li> <li>○台風により発生した風倒木の搬出処理</li> <li>○友好都市や上下流の関係にある他自治体の森林整備の費用を負担 等</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規就業者等の人材育成研修や技術指導、資格取得に係る経費の補助</li> <li>○高性能林業機械の借り上げ又は購入経費の補助</li> <li>○林業大学校等の研修生への交通費、資格取得、実習等への支援</li> <li>○林業技術者を養成するアカデミーの運営や技術研修会の実施</li> <li>○森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用 等</li> </ul>
木材利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設の木造化・木質化、木製什器の設置</li> <li>○民間建築物の木造・木質化への補助</li> <li>○地域産の木材を使った小物を記念品として贈呈 等</li> </ul>
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林に関する市民講座、シンポジウム、木育イベント等の開催</li> <li>○都市部自治体の住民を対象とした山村部への林業体験ツアー等の開催</li> <li>○山村部自治体における、森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受け入れ体制の整備 等</li> </ul>

国が用途として例示するポジティブリストを参考に、様々な事業にも取組まれています。

以下、林野庁のポジティブリストの掲載サイト

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/attach/pdf/kankyousei\\_jouyousei-22.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/attach/pdf/kankyousei_jouyousei-22.pdf)